

議案第12号、大津市一般職の職員の給与に関する条例及び大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号について、ご説明いたします。当議案は、一般職の給与改定にかかるものでございます。

今回の給与改定につきましては、昨年8月8日に出されました人事院勧告及び10月17日に出されました滋賀県人事委員会の給与勧告に基づき改定するものであります。

2ページ目をお願いいたします。まず、1の改正を必要とする条例については、記載のとおりであります。次に、2の改正の趣旨については、令和6年の人事院勧告及び滋賀県人事委員会勧告に準拠し、一般職の給料表の改定および期末・勤勉手当の支給月数の引上げを行うにあたり、必要な条例改正を行うものであります。

3ページ目をお願いいたします。3の内容についてであります。まず、人事院勧告等に伴う給料表の改定につきまして、記載のとおり給料表により異なりますが増額改定となります。例として、行政職給料表では平均引上率は3.06%、平均引上額は9,565円となっ

ております。改定の実施時期は令和6年4月1日とし、遡って適用するものであります。

なお、特定任期付職員の給料表も改定されておりますが、本市には対象者がいないため、説明は割愛させていただいております。

4ページ目をお願いいたします。行政職給料表適用者についての、国・県との比較となっております。なお、対象職員の整合を図るため、一般行政職に限って集計しており、保育士や消防士等は除いた数値となっております。比較では、大津市の給与改定率がやや低い結果になっておりますが、年齢分布や給料表の構造の違い等によって生じる差であると考えられます。

5ページ目をお願いいたします。次に、期末勤勉手当の改定につきましてご説明いたします。令和6年度は12月期において、一般職員の支給月数が現行の期末手当1.225月、勤勉手当1.025月であるところ、それぞれ0.05月ずつ引き上げ、期末手当1.275月、勤勉手当1.075月といたします。同じく暫定再任用職員の支給月数が現行の期末手当0.6875月、勤勉手当0.4875月であるところ、それぞれ0.025月ずつ引き上げ、期末手当0.7125月、勤勉手当0.5125月といたします。

6 ページ目をお願いいたします。令和7年度における支給月数については、令和6年度12月期にて引き上げた月数を、令和7年度6月期および12月期に均等に配分して引上げを行います。

つまり、一般職員の期末手当および勤勉手当について、それぞれ0.025月ずつ引き上げいたします。同じく暫定再任用職員の期末手当および勤勉手当について、それぞれ0.0125月ずつ引き上げいたします。

7 ページ目をお願いいたします。4の給与改定に伴う会計別の所要額ではありますが、一般会計、特別会計、企業会計をあわせて、人事院勧告の影響が5億4300万円余りの所要額となるものであります。

8 ページ目をお願いいたします。会計別の所要額については、表のとおりの内訳となっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。